

〈声明〉

厚生労働省による労災保険裁判傍聴者情報収集に抗議し、 「通知」の撤回、情報収集の中止を要求する

厚生労働省が、国が被告となっている労災訴訟の傍聴者の情報を報告するよう、全国の労働局に通知を出していたことが、7月7日付「朝日新聞」の報道で明らかになった。

問題の通知は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課労災保険審理室長名で、都道府県労働局労働基準部長宛に昨年8月に出された「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」と題する文書である。同通知は、「共同処理事件への対応」と題した指示部分に、裁判に出廷した原告や傍聴者の状況等について、「その都度速やかに、かつ正確に報告すること」を求めている。

そもそも全国で起こされている労災訴訟は、仕事によって健康を害し、ひどい場合は自殺に追い込まれたなどの実態を告発し、その補償を求めるだけでなく、「同じような被害を二度と出したくない」との思いで訴えているものである。そして、その裁判の積み重ねによって、時代に合わなくなった国の認定基準の変更や労働安全衛生制度の改善を実現してきている。もともと、国による企業などへの指導や法的な整備が十分なされていないことが、労災を引き起こしてきた大きな原因である。労災訴訟を敵視する姿勢そのものが、労災を生み出しているのであり、厚生労働省の姿勢は断じて許すことができない。

また、裁判の傍聴は、憲法で保障された「裁判の公開」(82条)にもとづく国民の大切な権利であり、上記通知は、傍聴の権利を侵害する重大な問題である。通知の背景には、国を相手に裁判をする人びとやその支援者を敵視する国の姿勢がある。国が、原告や傍聴者を監視し、その情報を収集・集積することは、それ自体重大な人権侵害である。このようなことがまかり通れば、裁判を傍聴しようとする国民は、国によって監視され、情報を収集されることを覚悟しなければ傍聴できない事態となり、「裁判の公開」は有名無実となってしまうかねないのである。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、過労死・過労自死などの被災者救済・補償活動、過労死認定基準改正の活動に取り組んできた団体として、国による傍聴者の監視につながり、支援活動を委縮させかねない情報収集に強く抗議し、次の事項を要求する。

- 1、通知「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」をただちに撤回し、情報の収集を中止すること。
- 2、これまで、どの労災訴訟についてどんな情報を収集したのかを明らかにするとともに、収集した「原告側出廷者や傍聴者の状況等」に関する情報を速やかに処分すること。

2011年7月20日

働くもののいのちと健康を守る全国センター第4回理事会